

2021年10月6日

日本医学会分科会 事務局御中

日 本 医 学 会

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業，歯科医業若しくは助産師の業務又は病院，診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示の施行について（周知依頼）

平素より，本会の事業推進にご協力を賜りまして，誠にありがとうございます。

さて，令和3年9月30日付にて，厚生労働省医政局総務課より，別添の通り，医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業，歯科医業若しくは助産師の業務又は病院，診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示の施行について周知依頼がありましたので，貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は下記の通りです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000838072.pdf>

なお，詳細は，厚生労働省医政局総務課医療情報化推進室 G-MIS 担当【坂口氏 電話：03-3595-2189】にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会事務局 高橋
Tel 03-3946-2121(内 4260)
Fax 03-3942-6517
mail:htakahas@po.med.or.jp